

## ◆事例 1 (本年 2 月 1 日の事故)

千葉県在住の男性 A さん (会社員・27 歳・婚姻歴なし・子無し) が飲酒後の帰り道での事故。深夜に自転車で県道を走行中、前方に路上駐車のある車を右側から避ける際、後方からの車に追突された。

相手損保は健保第三者行為の利用を求めているが A さんの勤務先の健保組合は「自転車の飲酒運転は保険適用外」と言っている。

A さんは大卒、千葉県のアパートで一人暮らし。

A さんの両親は離婚していて、母親の実家 (茨城県の農家) で育った。

母親の実家では、母方の祖父母 (農業) ・母親 (会社員) が暮らしている。

父親も茨城県内で仕事をしながら暮らしている。

### 【事故後の経過】

2 月 1 日に事故発生。救命救急病院へ緊急搬送、重症頭部外傷の診断。

左開頭外減圧を実施し、1 か月後に頭蓋形成術を実施。徐々に意識回復。

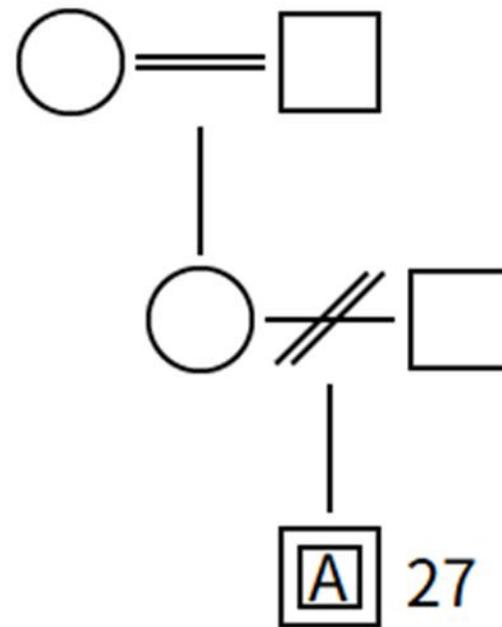
本年 3 月 25 日、リハビリテーション病院へ転院。

### 【転院後 3 カ月半 (5 月 25 日) の状態】

現在、医療的行為はないが、重度の高次脳機能障害と右片麻痺が残存見込み。

車椅子の自操不可。左手でスプーンにより食事は自分で摂れるが、日常生活には多くの介助が必要。失語も顕著で、本人の意思確認も難しい。

母方の家族は家での介護を希望していて、母親が A さんの介護に専念しようと考えている。



Aさんは自転車保険など交通事故の保険に加入していなかった。

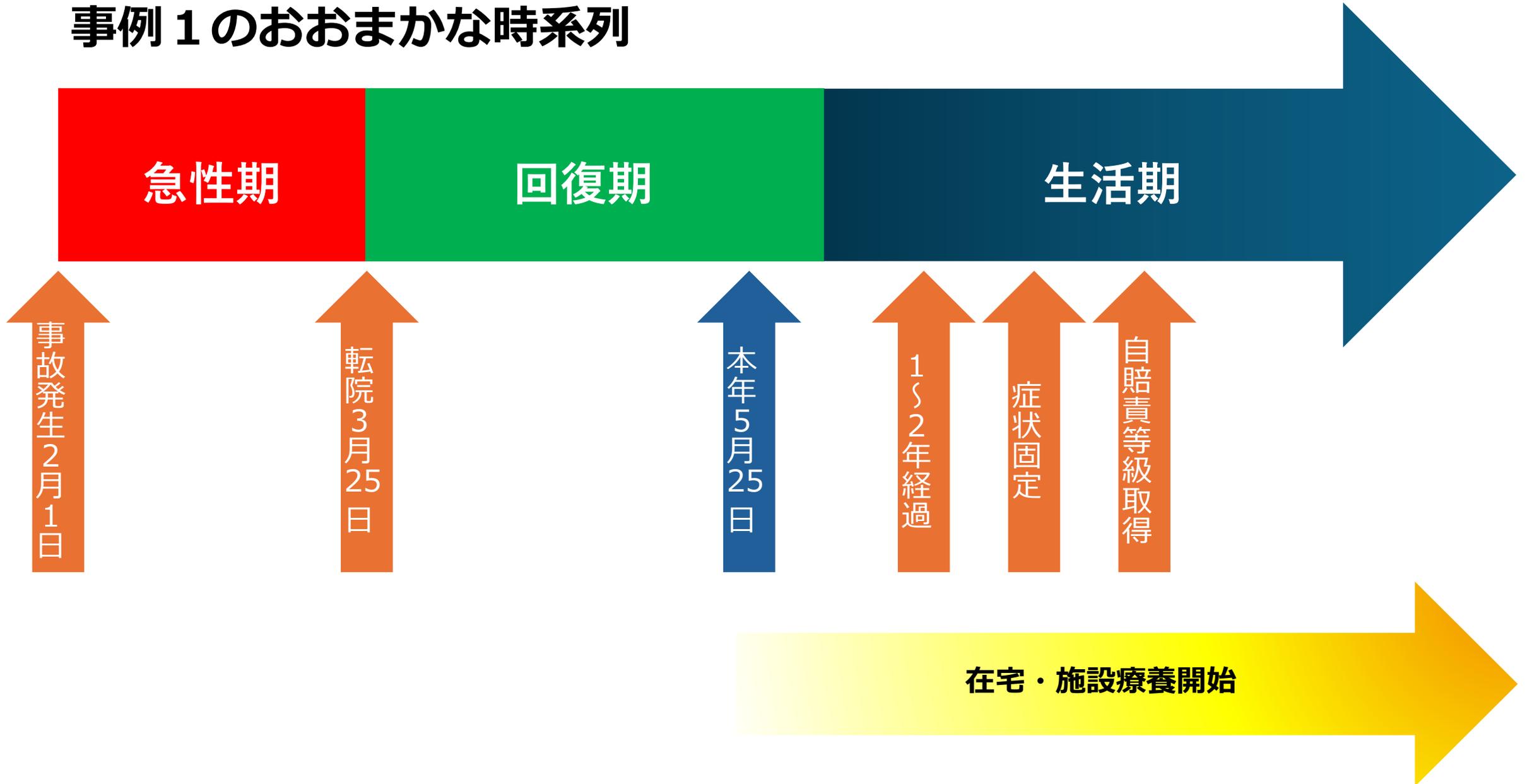
Aさんはヘルメットを着用しておらず、重症頭部外傷。（Aさんの基本過失10%）

実家の母親と祖父が車を所有しているが、弁護士費用特約の付帯無し

人身傷害特約は契約車両に乗車中のみ適用となっている。



# 事例 1 のおおまかな時系列



## ◆事例2（本年2月20日の事故 通勤災害）

千葉県在住の55歳男性Bさん（個人の塗装業で一人親方労災加入・事業のための借金あり・20年前に妻と離婚・元妻との間に一人娘がいる）が仕事帰りでの事故。

Bさんが原付バイクで国道を走行中、Bさんの右車線を並走していたトラックがBさん側の前方に車線変更してきて接触転倒。重症頭部外傷。事故後に兄がBさん宅アパートを訪れたら、借金の請求書が複数届いていた。Bさんの元妻と一人娘は、都内で生活。Bさんとの同居は不可。

Bさんの両親は他界していて、実家には兄家族が暮らしている。

事故後の対応は兄が行ってくれているが、Bさんとの同居は不可。

### 【事故後の経過】

2月20日に事故発生。救命救急病院へ緊急搬送、重症頭部外傷の診断。

右開頭外減圧を実施し、2週間後に頭蓋形成術を実施。意識回復。

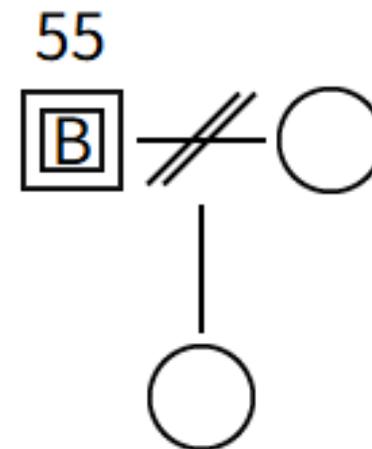
本年3月25日、リハビリテーション病院へ転院。

### 【転院後3カ月（5月25日）の状態】

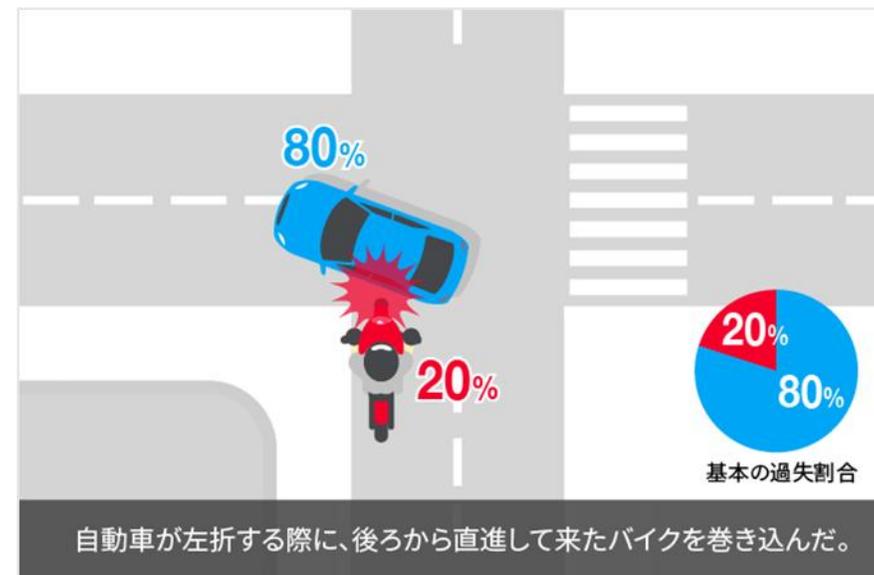
現在、医療的行為はないが、高次脳機能障害と左足に麻痺があり、移動は車椅子に座って足で進む。リハビリでは立位訓練を実施。移乗や入浴には、見守りと軽介助が必要。

日常会話は可能だが、何度も実施している作業の手順を覚えられない。病室に予定表を貼っているが、予定どおりにリハビリ室へ移動することを忘れている。易疲労と集中力に欠け、すぐにベッドで横になって寝てしまうため、リハビリ開始時には声掛けと強い促しが必要。

身体機能的にも、元の自宅（アパート）には戻れないことを理解していて、施設かグループホームに入所することに同意している。



Bさんが仕事を終えてバイクでの帰り道、国道を走行中に  
Bさんの右車線を並走していたトラックがBさんの前方に車線変更してきて  
接触転倒。重症頭部外傷。（Bさんの基本過失20%）  
Bさんはバイク保険に加入。弁護士特約と、人身傷害特約（無制限）が付いている。



## 事例2のおおまかな時系列

